

# しょうがいしゃぎゃくたい 障害者を虐待から

# まも 守りましょう!

し 知っていますか?

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 「障害者虐待防止法」



## ぜつたい 絶対にあってはならない障害者への虐待

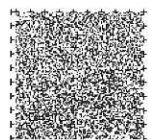
ぎゃくたい しょうがいしゃ そんげん じりつ しゃかいさんか ぎゃくたい ぜつたい  
虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあっては  
ならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障害者の虐待は――

- 特定のひとや家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、  
ちい ちようこう み のが そう き ほん たい せつ  
小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

### ■ 虐待に気づいたら すみやかに通報を

しょうがいしゃぎゃくたい き ひと し たんとうまどぐち つうほうぎむ  
障害者虐待に気づいた人には、市の担当窓口への通報義務があります。  
ちい き はや たいおう し えん ぎゃくたい しょうがいしゃ  
地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、  
ぎゃくたい かぞく などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力を  
ねが お願いします。



さが み はら し  
相模原市

湘水都市 さがみはら

# しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法って ほんなほうりつ どんな法律？

## しょうがいしゃせいかつまもほうりつ 障害者のあたりまえの生活を守る法律です

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう(せいしき)には「しょうがいしゃぎゃくたいぼうししょうがいしゃようごしゃ  
に対するしえんとうかんほうりつ(ふせ)は、ぎゃくたいによってしょうがいしゃけんりそんげん  
がおびやかされることを防ぐほうりつ(ふせ)です。しょうがいしゃあんていせいかつしゃかい  
参加を助けるために、みんなでぎゃくたいぼうしとくくみましよう。



## たいしょうしょうがいしゃ 対象となる障害者とは

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう(しんたいしょうがいちできしょうがいせいしんしょうがいほつたつしょうがいふく)のあるひと、  
そのほかにしんしんしょうがいしゃかいてきしょうへきにちじょうせいかつしゃかいせいかつこんなんえんじょひつ  
よなひとたいしょう(さいみまんひとたいしょう)  
必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります)

※しょうがいしゅてちうしゅよくしていない場合も含まれます。

## しゅるいしょうがいしゃぎゃくたい 3種類の障害者虐待

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう(ぎゃくたいいかしゅるい)は、虐待を以下の3種類に分けています。

### ようごしゃ 養護者による 障害者虐待

しょうがいしゃせいかつせわきんせんかん  
障害者の生活の世話や金銭の管  
理などを行っている家族や親族、同  
居するひと(ぎゃくたい)  
居する人による虐待のことです。



### しょうがいしゃふくししせつじゅうじしゃ 障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

しょうがいしゃふくししせつしょうがいふくし  
障害者福祉施設や障害福祉  
サービスの事業所で働いてい  
る職員(しよくいん)によるぎゃくたい  
る職員による虐待のことです。



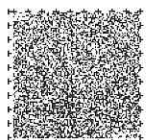
### しょうしや 使用者による 障害者虐待

しょうがいしゃやと(はたら)せ  
障害者を雇って働かせている  
事業主(じぎょうぬし)などによるぎゃくたい  
事業主などによる虐待のこと  
です。



## つうほうとどでひとしょうほうまも 通報や届け出をした人の情報は守られます

ぎゃくたいつうほう(ひととどでひととくてい)しょうほうしんちやうとあつか  
虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、  
市の職員(しよくいん)にはしゅひぎむが課せられています。また、つうほうしゃしせつしよくばしよく  
員による場合、通報を理由(りゆう)に解雇(かいこ)などをする(きん)は禁じられています。匿名  
によるつうほう(つうほうないよう)でも、つうほうないよう(うけ)つ  
による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。



# こんなことが虐待に ～障害者虐待の例～

## 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。  
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



### たとえば…

- 平手打ちにする ●殴る ●蹴る
- つねる ●縛りつける ●閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

### こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など

## 性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつな  
ことをしたり、させたりすること。



### たとえば…

- 性交 ●性器への接触 ●裸にする
- キスをする ●障害者にわいせつな話  
をする、映像を見せる など

### こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など

## 心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度  
で、精神的な苦痛を与えること。



### たとえば…

- 怒鳴る ●ののしる ●悪口を言う
- 仲間に入れない ●子どもあつかいす  
る ●わざと無視する など

### こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など

## 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとん  
どせず、障害者の心身を衰弱させること。



### たとえば…

- 十分な食事を与えない ●不潔な住  
環境で生活させる ●必要な医療や福祉  
サービスを受けさせない など

### こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など

## 経済的虐待

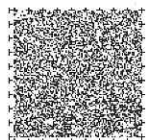
本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使  
うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

### たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ●勝手に財産  
や預貯金を使う ●日常生活に必要な金  
銭を与えない など

### こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など



# 「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

## 養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



### 養護者に対するサポート例



#### <負担を軽くする>

障害者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

#### <知識や技術を増やす>

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

#### <心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

#### <専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

### 「障害者虐待防止の相談窓口」にご相談ください!

障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、下記の障害者虐待防止の相談窓口までお寄せください。障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。

#### 障害者虐待防止の相談窓口



●養護者による虐待				●障害者福祉施設 従事者等による虐待
地区	担当課	電話★	ファクス	
緑区 (橋本、大沢地区)	緑 障害福祉相談課	042-775-8810	042-775-1750	市内全域 障害政策課 電話★ 042-707-7055 ファクス 042-759-4395
緑区 (城山地区)	城山保健福祉課	042-783-8136	042-783-1720	
緑区 (津久井地区)	津久井保健福祉課	042-780-1412	042-784-1222	
緑区 (相模湖地区)	相模湖保健福祉課	042-684-3216	042-684-3618	
緑区 (藤野地区)	藤野保健福祉課	042-687-5511	042-687-5688	
中央区	中央障害福祉相談課	042-769-9266	042-755-4888	
南区	南 障害福祉相談課	042-701-7722	042-701-7705	★市役所閉庁時 (平日夜間及び休日) は、 電話 042-754-1111

●使用者による虐待 上記の8つの市のいずれかの窓口か、下記の県の窓口  
NPO 法人 神奈川県障害者自立生活支援センター 電話 046-265-0604 ファクス 046-265-0664

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載 ©東京法規出版